

第2 行政評価・監視の結果

1 ごみ処理の現状・動向及び国の取組の動向

調査の結果	説明図表番号
<p>(ごみの排出量の現状・動向)</p> <p>我が国の人口は、平成2年は1億2,361万人であったところ、ピークを迎える20年は1億2,808万人まで増加傾向を示し、その後は、減少傾向に転じて、25年には1億2,730万人となっている。</p> <p>国は、家庭から排出されるごみの重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）を平成7年6月に制定し、9年4月に一部施行、12年4月からの完全施行によって、平成元年度のリサイクル率は4.5%であったところ、12年度には14.3%、22年度には20.8%まで上昇し、ここ数年は横ばいで推移しているものの、25年度は20.6%となっている。また、国は、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）を制定するなど、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進している。</p> <p>さらに、市町村においては、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化や住民の意識改革などを目的に、一般廃棄物処理の有料化の取組も推進している。</p> <p>こうした背景や取組に伴い、ごみの排出量は、平成元年度4,935万t/年であったところ、12年度に5,483万t/年とピークを迎え、その後は減少傾向に転じ、25年度には4,487万t/年まで減少している。また、1人1日当たりのごみ排出量も、平成元年度は1,098g/人日であったところ、12年度には1,185g/人日とピークを迎え、その後は減少傾向に転じ、25年度には958g/人日まで減少している。</p> <p>(ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化)</p> <p>平成初頭前後、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類が周辺住民に不安を与え、社会問題化しており、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出削減が緊急の課題となっていたことを踏まえ、平成2年12月に「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン検討会」により、ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策として「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（以下「旧ガイドライン」という。）が策定されるとともに、これに基づき、当時の厚生省は、地方公共団体を指導してきた。その後、平成8年6月に厚生省に「ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会」を設置してダイオキシン対策を一層推進するための検討を行うとともに、ダイオキシン削減対策技術に関する新たな知見を踏まえ、ダイオキシン削減対策を緊急対策と恒久対策に分けて検討し、緊急対策に係る部分を中間報告として取りまとめた。さ</p>	<p>表1-①</p> <p>表1-②</p> <p>表1-③</p> <p>表1-④</p> <p>表1-⑤-i、ii</p>

<p>らに、同検討会では、恒久対策を中心に検討を進め、平成9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定した。</p>	
<p>このガイドラインに基づき、厚生省は、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るための対策の一環として、各都道府県において、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定することとした。この計画において、地理的条件、社会的条件を勘案しつつ、可能な限り焼却能力300t/日以上、最低でも100t/日以上全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、都道府県内の市町村を広域ブロック化することとされた。</p>	表1-⑥
<p>こうしたダイオキシン類の排出削減対策により、ごみ焼却施設は、平成9年度に1,843施設であったところ、年々減少を続け、15年度には1,396施設、20年度には1,269施設、25年度には1,172施設まで減少しているが、いまだ膨大な社会資本ストックを形成している。</p>	表1-⑦
<p>（ごみ焼却施設の更新時期の到来）</p>	
<p>ごみ焼却施設は、施設を構成する設備・機器や部材が高温・多湿や腐食性雰囲気暴露され、機械的な運動により摩耗しやすい状況下において稼働することが多いため、他の都市施設と比較すると、性能低下や摩耗の進行が速く、施設全体としての耐用年数が短いとされている。</p>	表1-⑧
<p>このため、現在、平成初頭のダイオキシン類排出削減対策によって集中的に整備されたごみ焼却施設の多くが老朽化し、更新時期が到来しつつあるとされている。</p>	
<p>環境省によれば、全国1,172施設（平成25年度）のうち、築20年超の施設が353施設、築30年超の施設が137施設、築40年超の施設が6施設となっており、半数近く計496施設が築20年を超えるものとされている。</p>	
<p>こうした更新時期を迎えたごみ焼却施設について更新ができない場合には、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスクの増大のおそれがあるとの指摘もある。</p>	
<p>（国の取組）</p>	
<p>国は、こうしたごみ焼却施設の更新需要に対して、平成16年度の三位一体改革により、それまでの廃棄物処理施設整備費補助金を廃止し、17年度から新たに創設された循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）で対応することとしている。</p>	
<p>この交付金は、市町村における廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村がそれぞれ自主性をいかし、創意工夫しながら、3Rに関する明確な目標設定の下、広域かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としている。</p>	表1-⑨-i、ii
<p>このため、人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村（沖縄県、離島等の特別の地域は除く。）が作成する3R推進のための目標及びこ</p>	

れを実現するために必要な事業等を記載した循環型社会形成推進地域計画（おおむね 5 か年の計画。以下「地域計画」という。）が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）第 5 条の 2 第 1 項に規定する廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「廃掃法基本方針」という。）に適合している場合、地域計画に位置付けられた施設整備に対し、年度ごとに国から交付金が交付されることとされている。

また、計画期間終了後、市町村は目標の達成状況に関する事後評価を行い、その結果等について公表することとされている。

（ストックマネジメント手法の導入による既存のごみ焼却施設の長寿命化・延命化）

ごみ焼却施設の建設に要する費用は多大であり、環境省によれば、例えば、人口 30 万人規模の地域でごみの処理量が約 300 t/日とした場合、その施設整備費は約 150 億円とされている。

市町村の財政状況が厳しく、交付金の予算も限られている中、国は、コスト削減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくために、平成 20 年 3 月 25 日に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画、また、25 年 5 月 31 日に閣議決定された新たな廃棄物処理施設整備計画において、ストックマネジメント（注）の手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理及び更新を推進するとともに、交付金の交付対象事業である基幹的設備改良事業により、ごみ焼却施設の長寿命化・延命化を図ることとされている。また、環境省では、平成 27 年度において、特に、更新需要の増大を踏まえ、更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援することとしている。

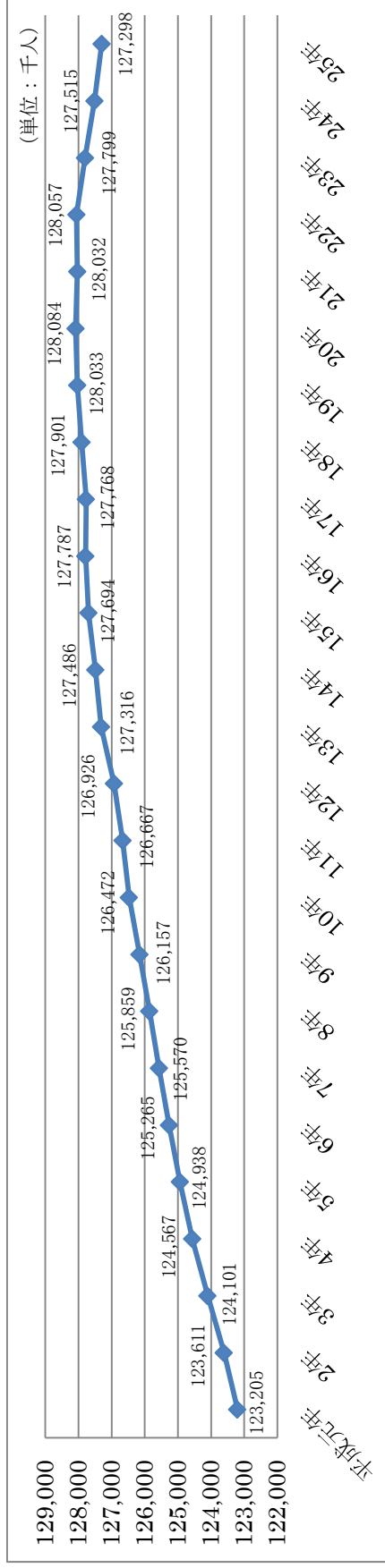
（注） 廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法の総称

表 1-⑩

表 1-⑪

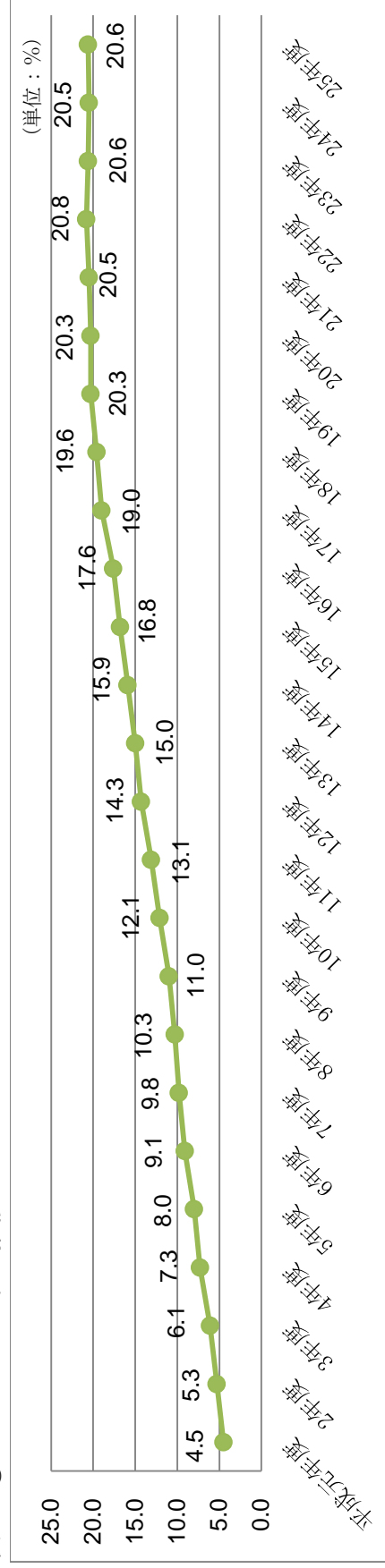
表 1-⑫

表 1-1-① 我が国の人口の推移



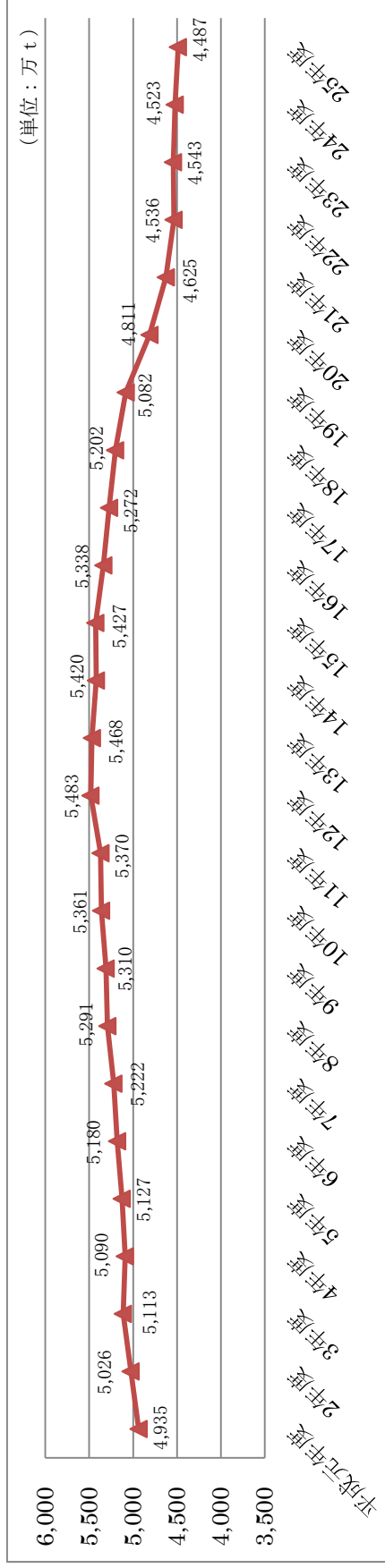
(注) 総務省 (統計局) の公表資料を基に当省が作成した。

表 1-1-② リサイクル率の推移



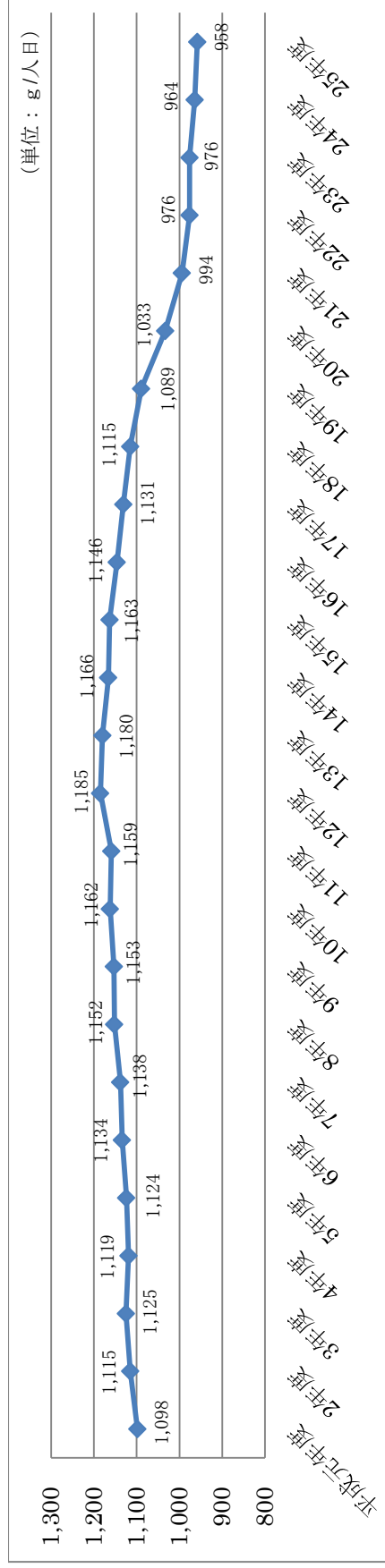
(注) 環境省の公表資料を基に当省が作成した。

表1-③ ごみ総排出量の推移



(注) 環境省の公表資料を基に当省が作成した。

表1-④ 1人1日当たりごみ排出量の推移



(注) 環境省の公表資料を基に当省が作成した。

表 1-⑤-i 「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン-ダイオキシン類削減プログラム-概要」(平成9年1月)(抜粋)

<p>第1章. はじめに</p> <p>1-1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類の各種発生源からの排出状況は明らかではないが、ごみ焼却炉からの排出が総排出量の8~9割を占めているとの報告がある。 ・<u>ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類が周辺住民に不安を与え、社会問題化しており、ごみ焼却施設からのダイオキシン類の排出削減が緊急の課題</u>となっている。 <p>1-2. これまでの取組の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成2年12月に「<u>ダイオキシン類発生防止等ガイドライン検討会</u>」によりガイドライン(以下「旧ガイドライン」という。)がとりまとめられ、これに基づき厚生省は地方公共団体を指導してきた。 <p>(以下、略)</p>

(注) 下線は当省が付した。

表 1-⑤-ii 「ごみ処理に係るダイオキシン類の削減対策について」(平成9年1月28日付け衛環第21号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)(抜粋)

<p>ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策については、平成二年一二月に「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定し、平成二年一二月二六日付け衛環第二六〇号をもって通知したところである。</p> <p>その後、平成八年六月、「ダイオキシンのリスクアセスメントに関する研究班」により、当面のTDI(耐容一日摂取量)を10pg-TEQ/kg/dayと提案する報告がまとめられたので、このTDIを新たな評価指針としてダイオキシン対策を一層推進するため、<u>「ごみ処理に係るダイオキシン削減対策検討会」</u>を設置して検討を行ってきた。同検討会においては、<u>最近のダイオキシン削減対策技術に関する新たな知見を踏まえ、ダイオキシン削減対策を緊急対策と恒久対策に分けて検討し、緊急対策に係る部分を中間報告としてとりまとめ、平成八年一〇月三日付けで水道環境部長より各都道府県知事宛に衛環第二六一号をもって通知したところである。</u></p> <p>その後、同検討会では恒久対策を中心に検討を進め、今般、中間報告の内容も含め、<u>「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」</u>(以下「新ガイドライン」という。)を策定した。貴職にあつては、別添の新ガイドラインに基づき、左記事項に留意の上、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出を削減するための対策を強力に推進するよう貴管下市町村を指導されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(以下、略)</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 1-⑥ 「ごみ処理の広域化計画について」(平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)(抜粋)

ごみ処理に係るダイオキシン類の排出削減対策については、平成九年一月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(以下「新ガイドライン」という。)が策定されたところであるが、新ガイドラインに基づき、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を図るため、各都道府県においては、別添の内容を踏まえた、ごみ処理の広域化について検討し、広域化計画を策定するとともに、本計画に基づいて貴管下市町村を指導されたい。

別添

1 広域化の必要性

略

2 広域化計画の内容

広域化計画には、以下の内容を含めること。

(1) 計画期間

原則として一〇年(平成一〇年度～平成一九年度)とすること。

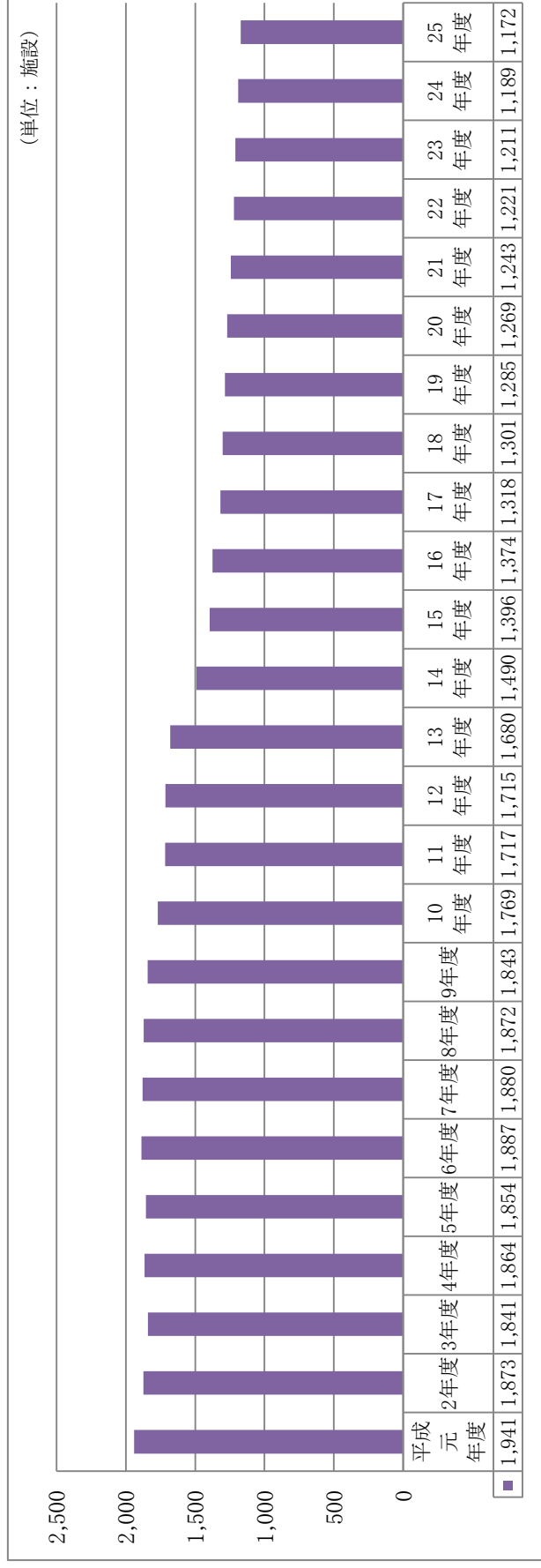
(2) 広域化ブロック区割りの作成

地理的条件、社会的条件を勘案しつつ、可能な限り焼却能力三〇〇t/日以上(最低でも一〇〇t/日以上)の全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、市町村を広域ブロック化すること。

(以下、略)

(注) 下線は当省が付した。

表 1-7 ⑦ ごみ焼却施設数の推移



(注) 環境省の公表資料を基に当省が作成した。

表 1-⑧ 「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（ごみ焼却施設編）」（平成 22 年 3 月（平成 27 年 3 月改訂）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）
（抜粋）

I 総論

1. 目的

廃棄物処理施設は、施設を構成する設備・機器や部材が高温・多湿や腐食性雰囲気
に暴露され、機械的な運動により摩耗しやすい状況下において稼働することが多いため、
他の都市施設と比較すると性能低下や摩耗の進行が速く、施設全体としての耐用年数が
短いと見なされている。

例えばコンクリート系の建築物の耐用年数は、50 年（補助金等により取得した財産の処分制限期間を定める告示の改正について（会発第 247 号平成 12 年 3 月 30 日厚生省大臣官房会計課長通知）より）となっているにもかかわらず、プラントの性能劣化を理由にして、まだ利用可能な建築物を含め 20 年程度で、施設全体を廃止している例も見られることは、経済的観点から改善の余地が大きいと言わざるを得ない。一方、大都市の廃熱ボイラー付連続燃焼式ごみ焼却施設では、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備や基幹的設備の更新等の整備を適確に実施したことにより、30 年以上にわたり稼働できた実績もある。

このため、廃棄物処理施設において、ストックマネジメントの考え方を導入し、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図ることが重要である。

（注） 下線は当省が付した。

表 1-⑨-i 「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」(平成 17 年 6 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)(抜粋)

<p>1. 循環型社会形成推進地域計画と協議会の開催</p> <p>1) 循環型社会形成推進交付金制度</p> <p>循環型社会形成推進交付金制度(以下「交付金制度」という。)は、<u>廃棄物の 3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、3Rに関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図る</u>ことを目的としている。</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 1-⑨-ii 「循環型社会形成推進交付金交付要綱」(平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411001 号環境事務次官通知)(抜粋)

<p>第 2 定義</p> <p>1. 循環型社会形成推進交付金</p> <p>市町村(一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。)が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために、循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号)第 15 条に規定する循環型社会形成推進基本計画を踏まえるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第 5 条の 3 に規定する廃棄物処理施設整備計画との調和を保つよう努め、<u>廃棄物処理法第 5 条の 2 に規定する基本方針に沿って作成した循環型社会形成推進地域計画(以下「地域計画」という。)</u>に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。</p> <p>なお、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に、施設の具体的な立地計画等地域計画に必要な事項が位置づけられている場合は、これをもって地域計画に代えることができるものとする。</p> <p>2. 交付対象事業</p> <p>地域計画に掲げられた、別表 1 に掲げる事業等(他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等を除く。)をいう。</p> <p>3. 交付対象事業者</p> <p>この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。)第 2 条第 2 項に規定する特定事業として交付対象事業を実施する市町村をいう。</p> <p>第 3 交付対象</p> <p>1. <u>この交付金の交付対象は、人口 5 万人以上又は面積 400 km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処</u></p>

理を行う地方公共団体とする。ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

2. 前項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 離島地域 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- (2) 奄美群島 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する区域
- (3) 豪雪地域 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 1 項又は第 2 項に規定する豪雪地帯又は特別豪雪地帯
- (4) 山村地域 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 2 条に規定する山村
- (5) 半島地域 半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- (6) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域

第 4 交付期間

この交付金を交付する期間は、交付金を受けて、地域計画又は一般廃棄物処理計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度から概ね 5 年以内とする。

第 8 地域計画の提出等

1. 交付対象事業を実施しようとする市町村は、次に掲げる事項を掲載した地域計画を作成し、当該計画を環境大臣に提出しなければならない。なお、一般廃棄物処理計画をもって代える場合は、これらの事項が一般廃棄物処理計画に記載されていること。

(1) 地域の循環型社会を形成するための基本的な事項

- ア 対象地域
- イ 計画期間
- ウ 基本的な方向

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

- ア 一般廃棄物等の処理の現状
- イ 一般廃棄物等の処理の目標

(3) 施策の内容

- ア 発生抑制、再使用の推進
- イ 処理体制
- ウ 処理施設の整備
- エ 施設整備に関する計画支援事業
- オ その他の施策

(4) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費

- (5) 交付期間
- (6) 計画のフォローアップと事後評価

第9 地域計画の事後評価

1. 市町村は、交付期間の終了後に、地域計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告をしなければならない。
2. 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。

(注) 下線は当省が付した。

表1-⑩ 「廃棄物処理施設整備計画」(平成20年3月25日閣議決定)(抜粋)

2. 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施

(6) 廃棄物処理施設の長寿命化・延命化

廃棄物処理施設は、今後、維持管理や更新費用が増大することが見込まれ、かつ、機能面で社会の要請に応えられなくなっていくことが懸念される。厳しい財政状況の中で、コスト削減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくためには、いわゆる ストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

また、既存の一般廃棄物の最終処分場について、過去に埋立処分された廃棄物の掘削及び減量化を行うことにより、新たな埋立処分容量を確保するなど、既存の廃棄物処理施設の有効活用を推進する。

(注) 下線は当省が付した。

表1-⑪ 「廃棄物処理施設整備計画」(平成25年5月31日閣議決定)(抜粋)

2. 廃棄物処理施設整備の重点的、効果的かつ効率的な実施

(3) 広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善

今後は、廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で施設更新を含む廃棄物処理システムの見直しが必要となる見込みである。例えば、自治体が整備している一般廃棄物焼却施設については、築年数が30年を超える施設が103施設、40年を超える施設が4施設現存する(平成23年3月末時点)。

また、最終処分場については、316もの市町村が有していないなど、災害対応の観点からもその確保が強く求められる状況である。

一方、人口減少並びに廃棄物の排出抑制、再使用及び各種リサイクル法に基づく再生利用等の推進に伴い、市町村が中間処理・最終処分する一般廃棄物の発生量が減少することが見込まれている。

これらの状況を踏まえ、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理システムの構築を進めていく必要がある。

そのためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物処理システムの強靱化の観点も含め、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。また、その中で必要があればストックマネジメントの手法を導入し、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理及び更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。

既存の廃棄物処理施設の能力に余剰が発生する場合、都道府県及び民間事業者とも連携し、余剰能力を有効活用するなど、地域全体で効率化を図っていくことも重要である。そのため、必要に応じて、PFI等の手法により、施設設計の段階から民間活力を活用し、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。

また、人口の少ない地域においてより効率的な整備が可能な浄化槽の特徴を十分に活かし、都市、郊外、農山漁村、離島等の地域の特性を踏まえた下水道、農業集落排水施設等との適切な役割分担の下、浄化槽の整備を連携して実施し、効率的な污水处理施設整備を進めることが重要である。

廃棄物処理施設整備事業の構想・計画・実施の各段階において、社会資本整備重点計画、土地改良長期計画等、他の公共事業計画に位置付けられた事業とも密接に連携することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保することを前提として、コスト縮減、工期の短縮及び相互の効率性の向上を図るとともに、相乗的な効果の発現を図るなど、効果的かつ効率的に事業を展開する。

また、地域の廃棄物処理システムについて、資源の有効利用及び地球温暖化対策の観点を含めた効率化を促すための具体的な指標を示し、より優れたものを優先的に整備することが必要である。

(注) 下線は当省が付した。

表1-⑫ 平成27年度環境省予算(案)主要新規事項等の概要(抜粋)

循環型社会形成推進交付金(公共)(浄化槽分を除く)

48,097百万円(44,546百万円)

<うち復興特会> 12,631百万円(10,231百万円)

【26年度補正】 28,300百万円

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

1. 事業の必要性・概要

循環型社会形成推進交付金は、市町村等が廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援している。平成当初以降にダイオキシン類対策のため整備した一般廃棄物処理施設の老朽化によるごみ処理能力不足や事故リスク増大といった事態を回避するため、リサイクルやエネルギー利用による循環型社会構築に寄与できる一般廃棄物処理施設の整備に取り組む必要がある。

また、東日本大震災により被災した市町村においては、膨大な災害廃棄物等を短期間に集中的に処理することとなったため、一般廃棄物処理施設に大きな負荷がかかっていること等から、更新を含めた処理体制の再構築が急務となっている。

2. 事業計画(業務内容)

<一般会計>

市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援を実施する。特に、更新需要の増大を踏まえ、更新時期の平準化に資する施設の改良による長寿命化の取組を重点的に支援する。

<復興特会>

特定被災地方公共団体に指定されている市町村等が整備する一般廃棄物処理施設への財政支援を実施する。

3. 施策の効果

老朽化した一般廃棄物処理施設の適切な更新等を行う一方、施設の改良による長寿命化を図ることで、地域における安全・安心を確保する。

(注) 下線は当省が付した。

調査の結果	説明図表番号
<p>ア 交付金の予算額の推移</p> <p>交付金（浄化槽分を除く。）の予算額のうち、最も多くを占める環境省計上分の推移をみると、平成 25 年度は、市町村が整備する一般廃棄物処理施設の老朽化に伴う更新需要の増大により、施設整備に係る市町村からの支援要望額と予算額との差が拡大し、市町村事業に支障を来している状況を踏まえ、多額の補正予算が措置されたこともあって、877 億円と大幅な増加となっている。これを除いても、交付金の予算額は年々増加傾向にあり、26 年度は、制度が創設された 17 年度における予算額（200 億円）の 3 倍強の 626 億円となっている。</p>	<p>表 1ー（参考） ーア</p>
<p>イ 地域計画の作成状況</p> <p>地域計画（浄化槽等のし尿処理に係る施設のみを整備するものを除く。）の作成状況をみると、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間で、全国の市町村において計 651 件の地域計画が作成されている。</p> <p>調査対象 14 都道府県では、北海道管内の 35 件が最も多く、次いで東京都管内の 30 件、埼玉県管内及び愛知県管内の 24 件となっている。</p>	<p>表 1ー（参考） ーイ</p>
<p>ウ 調査対象施設の概要</p> <p>調査対象 14 都道府県の 58 市町村等（32 市町村、26 一部事務組合）が設置する 77 のごみ焼却施設（以下「調査対象 77 施設」という。）について、設置主体、施設の種類、処理能力は、次のとおりである。</p> <p>(7) 設置主体、事業方式及び管理体制</p> <p>ごみ焼却施設の設置主体については、市町村が 46 施設（59.7%）、一部事務組合が 31 施設（40.3%）となっている。</p> <p>事業方式については、公設公営が 70 施設（90.9%）、公設民営のうち、公共が資金調達し、民間事業者が施設の設計、建設、維持管理及び運営を一括して行う DBO（Design Build Operate）方式が 3 施設（3.9%）、公共が資金調達し、民間事業者が施設の設計、建設を行った上で、維持管理及び運営については、別途発注の長期包括委託により民間事業者が行う DB+O 方式が 4 施設（5.2%）となっている。</p> <p>また、維持管理及び運営の管理体制については、直営が 12 施設（15.6%）、委託が 16 施設（20.8%）、夜間の業務のみ委託するなどの一部委託が 49 施設（63.6%）となっており、DBO 方式の 3 施設はいずれも委託、DB+O 方式の 4 施設のうち 3 施設が委託、1 施設が一部委託となっている。</p> <p>(4) 施設の種類及び炉型式</p> <p>施設の種類については、焼却のみを行う施設が 58 施設（75.3%）、焼却</p>	<p>表 1ー（参考） ーウー① 表 1ー（参考） ーウー② 表 1ー（参考） ーウー③ 表 1ー（参考）</p>

<p>+灰溶融施設が7施設(9.1%)、ガス化溶融施設が12施設(15.6%)となっている。また、施設の炉型式をみると、1日24時間連続運転の全連続運転が65施設(84.4%)、1日16時間等間欠運転の准連続運転が10施設(13.0%)、1日8時間の間欠運転のバッチ運転が2施設(2.6%)であり、准連続式及びバッチ式の12施設は、いずれも焼却のみを行う施設となっている。</p>	<p>－ウ－④ 表1－(参考) －ウ－⑤</p>
<p>(ウ) 処理能力及び炉数</p> <p>施設の処理能力(1日当たり)については、100t/日未満が17施設(22.1%)、100t/日以上300t/日未満が39施設(50.6%)、300t/日以上が21施設(27.3%)となっている。</p> <p>また、施設を構成する炉数をみると、1炉構成が6施設(7.8%)、2炉構成が50施設(64.9%)、3炉構成が21施設(27.3%)となっている。</p> <p>施設の処理能力と炉数の関係をみると、100t/日以上300t/日未満で2炉構成が最も多く30施設となっており、次いで100t/日未満で2炉構成が13施設となっている。</p>	<p>表1－(参考) －ウ－⑥</p>

表1－（参考）－ア 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分除く。）の予算額の推移

（単位：百万円）

区分	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
環境省計上分	20,000	29,321	32,704	39,594	39,931	35,125	43,221	45,526	87,677	62,615	35,466
国土交通省計上分 （北海道）	255	246	936	1,184	1,314	1,318	1,171	1,962	3,524	1,291	1,256
国土交通省計上分 （離島・奄美）	192	622	332	197	2,528	2,198	1,869	1,517	1,320	1,149	1,019
内閣府計上分 （沖縄）	1,943	3,708	3,573	3,187	3,029	1,504	1,320	895	1,461	1,387	1,149
<復旧・復興> 環境省 ・復興庁計上分	－	－	－	－	－	－	12,561	17,620	8,194	10,231	12,631
<復旧・復興> 国土交通省 ・復興庁計上分 （北海道）	－	－	－	－	－	－	480	994	68	0	0

（注）1 当省の調査結果による。

2 平成27年度は、当初予算のみ、これ以外の年度は、補正予算を含む。

表1－（参考）－イ 循環型社会形成推進地域計画の作成状況

（単位：件）

年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計	
作成計画数	86	76	64	50	40	56	74	87	66	52	651	
調査対象 都道府県	北海道	9	0	3	1	2	4	4	9	2	1	35
	宮城県	0	0	1	0	2	0	2	0	1	1	7
	山形県	0	3	1	0	0	0	1	2	2	1	10
	群馬県	0	1	0	1	1	2	2	1	1	2	11
	埼玉県	2	3	1	2	2	2	4	4	3	1	24
	東京都	3	5	4	3	2	2	4	3	3	1	30
	神奈川県	1	3	2	2	1	0	4	2	2	1	18
	福井県	1	0	1	1	0	2	0	2	0	0	7
	愛知県	2	3	3	3	1	0	4	1	6	1	24
	大阪府	3	2	1	0	2	2	1	3	2	0	16
	広島県	4	1	2	3	1	1	2	2	2	2	20
	香川県	0	1	0	1	0	0	1	1	1	0	5
	愛媛県	5	1	0	2	1	2	1	0	0	3	15
	福岡県	7	1	2	0	1	1	1	1	2	4	20
合計	37	24	21	19	16	18	31	31	27	18	242	

（注）1 当省の調査結果による。

2 各地域計画の計画期間の初年度に当たる年度で集計し計上した。

3 本表の作成に当たっては、浄化槽等のし尿処理に係る施設のみを整備する地域計画を除いた。

表1-(参考)-ウ-① 調査対象市町村等数及び施設数

(単位:市町村、一部事務組合、施設、%)

区 分	市町村		一部事務組合		合計	
	市町村数	施設数	一部事務組合数	施設数	市町村等数	施設数
北海道	5	5	0	0	5	5
宮城県	2	4	3	5	5	9
山形県	1	2	4	4	5	6
群馬県	2	2	1	1	3	3
埼玉県	2	4	2	3	4	7
東京都	3	4	2	3	5	7
神奈川県	2	5	0	0	2	5
福井県	1	1	2	2	3	3
愛知県	3	4	2	2	5	6
大阪府	3	4	2	2	5	6
広島県	3	4	1	1	4	5
香川県	1	2	4	5	5	7
愛媛県	2	3	0	0	2	3
福岡県	2	2	3	3	5	5
計	32	46	26	31	58	77
割合	55.2	59.7	44.8	40.3	100	100

(注) 当省の調査結果による。

表1-(参考)-ウ-② 調査対象77施設の事業方式

(単位:施設、%)

区 分	公設公営	公設民営 (DBO)	公設民営 (DB+O)	合計
北海道	4	0	1	5
宮城県	9	0	0	9
山形県	6	0	0	6
群馬県	3	0	0	3
埼玉県	7	0	0	7
東京都	6	1	0	7
神奈川県	4	0	1	5
福井県	3	0	0	3
愛知県	6	0	0	6
大阪府	6	0	0	6
広島県	5	0	0	5
香川県	5	0	2	7
愛媛県	2	1	0	3
福岡県	4	1	0	5
計	70	3	4	77
割合	90.9	3.9	5.2	100

(注) 当省の調査結果による。

表1-(参考)-ウ-③ 調査対象77施設の管理体制

(単位：施設、%)

区 分	直営	委託	一部委託	合計
公設公営	12	10	48	70
公設民営 (DBO)		3	0	3
公設民営 (DB+O)		3	1	4
合計	12	16	49	77
割合	15.6	20.8	63.6	100

(注) 当省の調査結果による。

表1-(参考)-ウ-④ 調査対象77施設の種類

(単位：施設、%)

区 分	焼却	焼却+灰溶融	ガス化溶融	合計
北海道	3	1	1	5
宮城県	9	0	0	9
山形県	4	1	1	6
群馬県	3	0	0	3
埼玉県	5	0	2	7
東京都	5	2	0	7
神奈川県	4	1	0	5
福井県	2	0	1	3
愛知県	5	0	1	6
大阪府	6	0	0	6
広島県	4	0	1	5
香川県	5	0	2	7
愛媛県	1	2	0	3
福岡県	2	0	3	5
計	58	7	12	77
割合	75.3	9.1	15.6	100

(注) 当省の調査結果による。

表1-(参考)-ウ-⑤ 調査対象77施設の炉型式

(単位：施設、%)

区 分	全連続運転	准連続運転	バッチ運転	合計
北海道	5	0	0	5
宮城県	7	2	0	9
山形県	6	0	0	6
群馬県	2	0	1	3
埼玉県	6	0	1	7
東京都	7	0	0	7
神奈川県	5	0	0	5
福井県	2	1	0	3
愛知県	6	0	0	6
大阪府	4	2	0	6
広島県	3	2	0	5
香川県	4	3	0	7
愛媛県	3	0	0	3
福岡県	5	0	0	5
計	65	10	2	77
割合	84.4	13.0	2.6	100

(注) 当省の調査結果による。

表1-(参考)-ウ-⑥ 調査対象77施設の処理能力及び炉数

(単位：施設、%)

区分	100t/日未満				100t/日以上	300t/日以上			合計	割合
	30t/日未満	30t/日以上 50t/日未満	50t/日以上 100t/日未満	100t/日以上	300t/日未満	300t/日以上 600t/日未満	600t/日以上			
1炉	4	1	1	2	2	0	0	0	6	7.8
2炉	13	0	2	11	30	7	6	1	50	64.9
3炉	0	0	0	0	7	14	9	5	21	27.3
計	17	1	3	13	39	21	15	6	77	100
割合	22.1	1.3	3.9	16.9	50.6	27.3	19.5	7.8	100	

(注) 当省の調査結果による。